

令和元年

主要施策の推進状況

石川県警察本部

目次

重点目標 1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進	1
総合評価	1
重点推進事項の検証	1
1 繁華街等における地域安全対策の推進	1
2 犯罪情勢の変化に応じた検挙活動の推進	2
3 金沢駅周辺、観光地等における交通安全対策の推進	3
4 大規模行事の開催に伴う警備諸対策の推進	3
5 訪日外国人等の急増への対応	3
重点目標 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	5
総合評価	5
重点推進事項の検証	6
1 安全安心まちづくりの推進	6
2 サイバー犯罪対策の推進	7
3 県民の生活を脅かす生活経済事犯対策の推進	8
4 地域警察の対応力の強化	9
重点目標 3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進	10
総合評価	10
重点推進事項の検証	13
1 人身安全関連事案への的確な対応	13
2 子供・女性安全対策の推進	13
3 少年の非行防止・保護対策の推進	13
重点目標 4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙	15
総合評価	15
重点推進事項の検証	18
1 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	18
2 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙	21
3 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙	22
4 検挙力の強化	24
重点目標 5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備	27
総合評価	27
重点推進事項の検証	28
1 交通事故情勢を踏まえた効果的な交通事故防止	28
2 信頼される合理的な交通警察業務の推進	31
3 大規模行事・災害等における的確な交通対策の実施	32
4 中長期的視野に立った取組の高度化	33
重点目標 6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進	35
総合評価	35
重点推進事項の検証	36
1 多様化する脅威への対応	36
2 緊急事態対策の推進	37
重点目標 7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	39
総合評価	39
重点推進事項の検証	40
1 警察力の充実強化	40
2 県民の立場に立った警察活動の推進	42

重点目標 1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進（全部門共通）

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

県内の社会情勢は、陸・海・空の広域的な交通ネットワークの整備や、各種競技大会や祭礼等の大規模イベント、各種コンベンション・学術会議等の開催に加え、近年の金沢市内を中心とした宿泊施設の増加等により、国内外からの観光客等来県者数は、引き続き北陸新幹線金沢開業前の水準を大きく上回っている。

また、観光で県内を訪れる外国人のみならず、留学や技能実習を目的に県内に居住する外国人も徐々に増加しており、今後もその傾向は続くものとみられることから、我が国の言語や制度に不慣れなこれら外国人が何らかのトラブルに巻き込まれるケースや、事件・事故の被害に遭うケースの増加が懸念される。

よって、国籍に関わりなく、県内に滞在・居住する全ての人が安全安心を実感出来るような環境を整備するとともに、交流人口の拡大に紛れた犯罪組織関係者の流入やソフトターゲットに対するテロ等の脅威への対策を推進していく必要がある。

県警察としては、引き続き警察活動を通じて県勢の発展を支えるため、検挙力と事態対処能力の強化を図るとともに、交流人口の更なる拡大が治安に与える影響を予測し、効果的な各種治安対策を組織的・計画的に進める必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 交流人口の拡大に伴う治安諸対策を実施するとともに、更なる拡大が治安に与える影響を予測し、効果的な各種治安対策を組織的・計画的に推進する。

2 成果

国内外からの観光客等来県者が大幅に増加するなど交流人口の拡大が続く中、的確な治安対策を推進した結果、令和元年中は、刑法犯認知件数が戦後最少を更新するとともに、交通事故死者数は統計データのある昭和31年以降、過去2番目に少ない死者数となった。

3 今後の課題

検挙力及び事態対処能力を強化しつつ、交流人口の拡大に伴うこれまでの治安対策を一層充実させるとともに、更なる交流人口の拡大が治安に与える影響を予測しながら、効果的な治安対策を組織的・計画的に推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 繁華街等における地域安全対策の推進（生活安全部）

(1) 推進状況

ア 繁華街、観光地等を重点とした犯罪抑止対策及び雑踏対策の推進

自治体、地域住民等と連携した犯罪抑止対策を推進したほか、金沢駅、観光地等において開催されるイベントの主催者等と連携した雑踏対策を推進した。

イ 悪質な風俗営業に対する厳正な取締り等の推進

令和元年中の風俗・保安事犯の検挙件数は80件と、前年より12件（13.0%）

減少した。一方で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）違反、遊技機等を使用した賭博（以下「遊技機等賭博」という。）は、前年より検挙件数が増加した。

【風俗・保安事犯の検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	件数	率(%)
風営法（件）	16	7	16	15	20	17	15	8	3	10	7	233.3
入管法 ^(注1) （助長罪等）（件）	21	2	5	14	2	8	12	3	7	4	-3	-42.9
遊技機等賭博（件）	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	1	100.0
わいせつ物頒布等（件）	1	6	4	4	10	2	7	7	8	3	-5	-62.5
その他 ^(注2) （件）	17	20	33	30	41	47	60	72	74	62	-12	-12.7
計	55	35	58	64	74	74	94	91	92	80	-12	-13.0

注1：入管法とは、出入国管理及び難民認定法をいう。

注2：その他とは、銃砲刀剣類所持等取締法違反等をいう。

令和元年中の検挙事例

- 金沢市片町地内のインターネットカジノ店における常習賭博・風営法違反（無許可営業）事件（5月検挙：金沢中警察署）
インターネットカジノ店経営の男（60）は、無許可で営業する店舗において、不特定多数の賭客を相手に、パソコンを使用して賭博をした。
- 金沢市内の営業禁止区域内において店舗型性風俗特殊営業を営んだ風営法違反（禁止区域営業）事件（11月検挙：金沢中警察署）
性風俗店経営の男（54）ら2人は、営業を禁止された区域内において、店舗型性風俗特殊営業を営んだ。

(2) 今後の課題

ア 繁華街、観光地等を重点対象とした犯罪抑止対策及び雑踏対策の推進

犯罪の発生状況等を的確に分析し、自治体、地域住民等と連携した効果的な犯罪抑止対策、観光施設、イベント主催者等と連携した雑踏対策をそれぞれ継続的に推進する必要がある。

イ 繁華街等における悪質な風俗関係事犯に対する取締り等の推進

繁華街における風俗環境浄化対策を一層強化するため、悪質な客引き及び違法風俗営業に対する取締り、関係機関・団体等との合同パトロール、意見交換等の連携を継続的に推進する必要がある。

2 犯罪情勢の変化に応じた検挙活動の推進（刑事部）

(1) 推進状況

ア 交通ネットワークを利用する犯罪等の徹底検挙

交通ネットワークを利用する犯罪を始めとした各種犯罪の発生時に捜査員を効果的に投入し、的確な初動捜査を展開するなどした結果、令和元年中の刑法犯の検挙率は49.8%と、前年より4.4ポイント上昇し、全国平均の39.3%を10.5ポイント上回った。

イ 各種訓練等による検挙力及び事態対処能力の強化

特殊詐欺を始めとする各種犯罪に的確に対応するため、社会情勢に応じて悪質・巧妙化する手口等を分析し、これに応じた各種対応訓練を実施するなど、検挙力及び事態対処能力の強化を図った。

(2) 今後の課題

刻一刻と変化する犯罪情勢に的確に対応するため、引き続き社会情勢の変化

が治安に与える影響を的確に分析し、これに応じた各種訓練を計画的に実施するとともに、新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進、犯罪現場等における客観証拠の確実な収集、科学技術の効果的な活用、捜査支援分析の強化等により、検挙力及び事態対処能力を一層強化する必要がある。

3 金沢駅周辺、観光地等における交通安全対策の推進（交通部）

(1) 推進状況

交通混雑を緩和するため、主要交差点における交通整理、違法駐車取締り及び信号周期の見直しを実施したほか、自治体、関係機関・団体等と連携し、パークアンドライドの運用、混雑予告看板の設置等による交通総量の抑制を図った。

(2) 今後の課題

観光客の増加、大型イベントの開催等に伴う混雑の緩和に向け、交通規制や交通渋滞の状況を適時適切にドライバーに提供することにより、交通流の誘導及び分散並びに交通総量の抑制対策を強化していく必要がある。

4 大規模行事の開催に伴う警備諸対策の推進（警備部）

(1) 推進状況

ア 関係機関・団体と連携した水際対策の徹底

小松空港、能登空港、金沢港及び七尾港において、関係機関・団体等と各種会議を開催するなどして情報共有を図るとともに、不法侵入事案、テロリストの密入国等を想定した実戦的な訓練を実施し、水際対策の徹底を図った。

イ 重要施設等に対する警戒強化

金沢駅、小松空港等の重要施設のほか、「金沢マラソン」、「金沢百万石まつり」等を始めとする不特定多数の者が集まる施設、行事等のソフトターゲットに対して制服警察官及びパトカーによる「見せる警戒」を実施し、テロの未然防止に向けた警戒を強化した。また、行事等を開催する主催者と緊密に連携し、バリケード、警察車両等を配置した車両突入対策を実施するなど、参加者等の安全及び行事の円滑な進行を確保した。



【金沢マラソンにおける警戒状況】

(2) 今後の課題

交流人口の更なる拡大に伴い、国際犯罪組織関係者の流入も懸念されることから、県内における関連行事の安全かつ円滑な開催のため、引き続き関係機関・団体等と緊密に連携し、テロ等重大事案の未然防止を図る必要がある。

5 訪日外国人等の急増への対応（警務部）

(1) 推進状況

ア 外国人とのコミュニケーションの円滑化に向けた取組の推進

日本語を解さない外国人からの通報及び各種届出に迅速に対応するため、外国人が来訪することが多い交番に外国語が可能な警察官を配置するとともに、外国人からの通報を想定した現場対応訓練、外国人対応研修会の開催等を実施するなどの取組を推進した。

イ 我が国警察に係る制度・手続等の分かりやすさの確保

外国語を併記した遺失・拾得手続関係書類の活用、大規模イベントに伴う雑踏警備における通訳官及び外国語が可能な職員の現場配置、警察施設及び車両への「POLICE」の表示、一部の道路標識への外国語表記等、行政サービスの向上を図った。

ウ 通訳人材の確保及び能力向上等の基盤整備の推進

金沢市内3警察署及び白山警察署において、語学の素養のある警察官で構成された通訳チームを継続的に活用した。

また、適任者に国際警察センターの研修を受けさせるほか、部内外の通訳人に対して各種語学研修等を開催し、基盤整備を推進した。

(2) 今後の課題

交流人口の更なる拡大が予想されることから、県民はもとより、国内外からの観光客等が安全安心を実感できる環境を整備しつつ、国際犯罪組織関係者の流入、ソフトターゲットに対するテロの脅威等への対策を一層強力に推進する必要がある。

重点目標２ 犯罪の起きにくい社会づくりの推進（生活安全部）

[重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が戦後最少を記録するなど数値の面では一定の改善がみられる。

しかしながら、特殊詐欺等の被害は、高齢者を中心に依然として高水準で推移するなど予断を許さない状況にあるほか、サイバー空間における犯罪も悪質・巧妙化するなど治安改善に向けた課題は山積している。

このような治安情勢に対応するためには、初動警察活動における事態対処能力を強化して迅速・的確な検挙活動を推進するほか、地域の犯罪情勢に即した街頭活動、広報啓発活動等によって地域住民の自主防犯意識の向上を促す必要がある。

加えて、自治体、関係機関・団体及び地域住民と連携し、防犯カメラの設置拡充や防犯ボランティア活動の活性化を図るなど地域社会と一体となった犯罪抑止対策による「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 自治体、関係機関・団体、地域住民等と連携協働した犯罪抑止対策を推進する。
- 県民の防犯意識を向上させるとともに、防犯ボランティアの活性化を図る。

2 成果

(1) 刑法犯認知件数

令和元年中の刑法犯認知件数は4,508件と、前年より214件（4.5%）減少した。

また、特殊詐欺被害は、認知件数が46件、被害額が約6,000万円と、それぞれ前年より15件（24.6%）、約1億1,000万円（64.1%）減少した。

【刑法犯認知・検挙状況の推移】

区分	年別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	増減	
												件・人	率(%)
認知件数(件)		8,293	8,081	7,548	7,481	7,494	7,585	6,202	5,393	4,722	4,508	-214	-4.5
検挙件数(件)		2,905	3,111	2,849	2,812	3,065	3,164	2,684	2,409	2,146	2,246	100	4.7
検挙人員(人)		2,051	2,054	1,752	1,585	1,656	1,760	1,687	1,472	1,380	1,428	48	3.5
うち少年(人)		571	546	451	332	274	242	257	140	126	106	-20	-15.9
検挙率(%)		35.0	38.5	37.7	37.6	40.9	41.7	43.3	44.7	45.4	49.8	4.4	ポイント

【特殊詐欺認知件数及び被害額の推移】

区分	年別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	増減	
												件・額	率(%)
認知件数(件)		35	47	62	75	95	150	142	105	61	46	-15	-24.6
被害額(万円)		3,126	17,931	23,707	31,759	39,332	49,218	37,756	17,788	16,812	6,035	-10,777	-64.1

(2) 特殊詐欺被害の阻止状況

令和元年中の特殊詐欺被害の阻止率^(注)は67.9%と、前年より2.3ポイント減少した。

(注) 阻止率(%) = 阻止件数 ÷ (認知件数(既遂) + 阻止件数) × 100

【特殊詐欺被害の阻止状況の推移】

区分	年別										増減	
	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	件数	率(%)
認知件数(既遂)	33	47	57	72	90	139	125	91	51	42	-9	-17.6
阻止件数	15	35	46	50	74	161	192	155	120	89	-31	-25.8
阻止率(%)	31.3	42.7	44.7	41.0	45.1	53.7	60.6	63.0	70.2	67.9	-2.3ポイント	

3 今後の課題

- (1) 刑法犯認知件数の約8割を占める窃盗被害において、無施錠の割合（住宅侵入窃盗77.1%、乗り物盗76.0%）が全国平均（住宅侵入窃盗48.7%、乗り物盗57.8%）より高いことから、鍵掛けに関する広報啓発活動を推進し、防犯意識の向上を図る必要がある。
- (2) 特殊詐欺の犯行手口は絶えず変容することから、あらゆる機会を活用した広報啓発活動を推進し、県民の防犯意識を高める必要がある。また、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策を継続的に推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 安全安心まちづくりの推進

(1) 推進状況

ア 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を詳細に分析し、多発している犯罪や住民が不安に感じる犯罪等の抑止のため、パトロール、立ち寄り警戒等の「見える・見せる」活動を強化した。

イ 特殊詐欺予防対策の推進

あらゆる機会を通じた広報啓発活動によって県民の特殊詐欺に対する防犯意識を高めるとともに、金融機関窓口での高額出金時や、コンビニエンスストアにおける多額の電子マネー購入時の声掛け及び警察への通報を依頼するなどの水際対策を推進した。また、ATMからの高額出金による被害を防ぐため、県内金融機関に対しATMからの引出制限について働き掛け、一部金融機関において取組が開始された。

ウ 防犯ボランティア活動の支援対策の推進

自治体及び関係団体と連携し、ボランティア養成講座、有識者による講演等を通じた防犯ボランティアの知識向上に努めた。また、通学路等における子供の安全を確保するため、企業等が日常業務を通じて行う「ながら見守り活動」の活動時に掲示するステッカーの作成・配布を行ったほか、メール等によって犯罪・不審者情報を提供した。

エ 適正な許可等事務の推進

各種申請・相談への適切な対応及び法令に基づく適正な事務を推進するとともに、法令違反に対して厳正な行政指導・処分を実施した。

(2) 今後の課題

地域における犯罪情勢を的確に分析し、防犯ボランティアに対する支援を始めとする効果的な犯罪抑止対策を推進するほか、特殊詐欺被害を予防するため、

広報啓発活動及び金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策を継続的に推進する必要がある。また、適正かつ厳正な許可等事務を継続的に推進する必要がある。

2 サイバー犯罪対策の推進

(1) 推進状況

ア サイバー犯罪に対する対処能力の向上

全警察職員を対象としたサイバー能力検定を実施したほか、日本サイバー犯罪対策センター（JC3）と連携した講演会やサイバーセキュリティコンテストを開催し、対処能力の向上を図った。

イ サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策の推進

IT企業、大学教授等で構成する石川県コンピュータネットワークセキュリティ協議会においてサイバー犯罪に関する情報共有を行ったほか、年間を通じたサイバーセキュリティ・カレッジ^(注)を開催するなど、被害に遭わないための広報啓発を積極的に推進した。

(注) サイバーセキュリティ・カレッジとは、サイバーセキュリティ意識の向上を図るため、警察担当者が、小・中・高校生、大学生、専門学校生、保護者、教職員等を対象に実施しているインターネットの危険性や情報セキュリティ対策等についての講演をいう。

【サイバー犯罪の検挙状況の推移】

区分	年別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増減	
												件数	率(%)
不正アクセス禁止法 ^(注1)	(件)	1	1	2	2	1	2	2	4	1	4	3	300.0
電磁的記録対象犯罪 ^(注2)	(件)	0	3	7	1	1	0	2	2	14	6	-8	-57.1
上記以外の罪種 ^(注3)	(件)	40	37	34	82	69	64	60	74	81	39	-42	-51.9
計	(件)	41	41	43	85	71	66	64	80	96	49	-47	-49.0

注1：不正アクセス禁止法とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律をいう。同法では、不正アクセス行為（利用制限された電子計算機にネットワークを通じて他人のID・パスワードを入力して利用可能な状態にする行為）等が禁止されている。

注2：電磁的記録対象犯罪とは、刑法に規定されているコンピュータ又は電磁的記録を対象とした電子計算機使用詐欺や不正指令電磁的記録に関する罪（いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪）をいう。

注3：上記以外の罪種とは、犯罪の構成要件に該当する行為について、コンピュータ・ネットワークを利用した犯罪をいう。

令和元年中の検挙事例

- オークションサイトの正規利用者の識別符号を利用した不正アクセス等事件（3月検挙：金沢中警察署）
外国人の男（20）は、不正に入手したキャッシュレス決済アカウント情報を悪用して他のショッピングサイトに不正アクセス行為を行い、商品購入と売却を繰り返した。

ウ インターネット上の違法情報・有害情報対策の推進

サイバーパトロールにより、違法情報・有害情報が掲載されているサイトの管理者等に対する削除依頼を実施した。

(2) 今後の課題

産学官連携による社会全体におけるサイバーセキュリティ意識の向上を継続的に図るほか、被害認知時における迅速かつ効率的・効果的な捜査、違法情報

等に対する積極的な取締り及びサイト管理者等への削除依頼並びにサイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の強化を推進する必要がある。

3 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

(1) 推進状況

ア 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯、ヤミ金融事犯対策の推進

令和元年中の悪質商法事犯^(注1)の検挙件数は8件と、前年より3件(60.0%)増加した。また、同年中のヤミ金融事犯^(注2)の検挙件数は1件と、前年より1件(100.0%)増加した。

(注1) 悪質商法事犯とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)違反のうち預り金の禁止に係る違反、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)違反及び特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯をいう。

(注2) ヤミ金融事犯とは、出資法違反(高金利等)、貸金業法違反及び貸金業に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯並びに貸金業に関連した犯罪による収益の移転防止に関する法律違反及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反等に係る事犯をいう。

イ 社会情勢の変化に応じた環境事犯、知的財産権侵害事犯等の取締りの推進

令和元年中の環境事犯^(注1)の検挙件数は105件と、前年より20件(23.5%)増加し、知的財産権侵害事犯^(注2)の検挙件数は4件と、前年より1件(20.0%)減少した。

(注1) 環境事犯とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反(以下「廃掃法」という。)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反及び動物の愛護及び管理に関する法律違反等に係る事犯をいう。

(注2) 知的財産権侵害事犯とは、商標法違反、著作権法違反及び不正競争防止法違反のうち営業秘密侵害事犯の違反に係る事犯をいう。

【環境事犯・知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移】

区分	年別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	増減	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
環境事犯	件数	80	93	71	64	74	71	85	73	85	105	20	23.5
	人員	89	101	87	69	78	79	88	84	92	117	25	27.2
知的財産権侵害事犯	件数	2	15	36	19	11	8	10	8	5	4	-1	-20.0
	人員	2	1	8	5	8	5	3	5	4	1	-3	-75.0
その他の事犯 ^(注)	件数	12	18	13	14	19	14	22	34	14	16	2	14.3
	人員	13	16	14	13	16	17	20	30	19	16	-3	-15.8
計	件数	94	126	120	97	104	93	117	115	104	125	21	20.2
	人員	104	118	109	87	102	101	111	119	115	134	19	16.5

注：その他の事犯とは、出資法違反、墓地、埋葬等に関する法律違反、鉄道営業法違反、航空法違反、電波法違反等の特別法犯をいう。

- 令和元年中の検挙事例
- 加賀市内の廃旅館における廃掃法律違反(産業廃棄物の投棄)事件(7月検挙:大聖寺警察署)
 建築会社の代表取締役の男(48)ら2人は、加賀市内において、廃旅館の改装工事に伴って生じた産業廃棄物を不法投棄した。
 - 野々市市内のリサイクルショップに偽フィギュアを販売した商標法違反(類似商標の不正使用)事件(9月検挙:白山警察署)

無職の男（48）は、野々市市内のリサイクルショップにおいて、偽物のフィギュア5点を販売し、商標権を侵害した。

- 能美市内における特定商取引法違反（不実の告知・書面不交付）事件（11月検挙：能美警察署）

清掃業の男（72）は、能美市内において、下水道清掃作業の契約を結ぶ際、不実のことを告げ、かつ、法律で定める事項を記載した書面を交付しなかった。

(2) 今後の課題

悪質商法事犯及びヤミ金融事犯については、早期検挙、犯行ツール対策及び関係機関・団体等との連携により、継続的に被害拡大防止を図る必要がある。また、環境事犯、知的財産権侵害事犯等については、関係機関・団体等と情報交換に努め、悪質な事犯の取締りを積極的に推進する必要がある。

4 地域警察の対応力の強化

(1) 推進状況

ア 管内実態に即した地域警察活動の推進

犯罪多発時間帯・地域、交通事故多発路線に重点を置いたパトロール等の街頭活動を強化するとともに、交番相談員及び移動交番車の活用によって地域警察活動の強化を図った。

イ 地域警察官の現場執行力の強化

地域警察官の事態対処能力の向上を目的とした研修・訓練を実施したほか、職務質問技能指導官^(注)等が中心となって交番等に勤務する地域警察官に対して実戦的な教養を行うなど現場執行力の向上を図った。

(注) 職務質問技能指導官とは、職務質問に卓越した技能又は知識を有し、その技能等を後世に伝承するため、警察本部長が指定した警察官をいう。

ウ 初動警察における緊急事態等への万全な対処

競技会、各種研修等による実戦的な指導教養や、重大事案や大規模災害を想定した初動対応訓練等を実施するとともに、戦略的通信指令^(注)を深化させ、初動警察活動における事態対処能力の強化を図った。

(注) 戦略的通信指令とは、①初動警察で犯人検挙に導く的確な通信指令、②警察官を受傷事故から守る通信指令、③事案処理の確実な報告による対応漏れの防止徹底をいう。

(2) 今後の課題

交番・駐在所連絡協議会や巡回連絡を通じて把握した管内実態に即した警察活動を推進するとともに、若手警察官を始めとする地域警察官の現場執行力を強化するため、職務質問技能を強化する取組を推進する必要がある。また、初動警察における緊急事態への万全な対処を図るため、通信指令を担う人材の育成、通信指令体制の充実強化、実戦的訓練を継続的に推進する必要がある。

重点目標3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進（生活安全部）

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

県内におけるストーカー・DV事案、児童虐待事案の認知件数は、高水準で推移しているほか、高齢者虐待事案は増加傾向にあり、予断を許さない状況にある。これらの人身安全関連事案は、事態が急展開して、殺人事件等の重大事件へ発展することが懸念されることから、事案認知の段階から、迅速・的確な組織的対処や関係機関と連携した被害者等の安全を守る取組を推進する必要がある。

また、子供や女性に危害が加えられる事件は、一たび発生すれば、被害者等のみならず、地域社会に大きな衝撃を与えることから、声掛け事案等犯罪の前兆とみられる段階から行為者を早期に特定し、検挙や指導・警告を行うほか、自治体、関係機関・団体等と連携した警戒強化や防犯意識向上のための取組の浸透と定着を図る必要がある。

一方、県内の少年非行情勢は、検挙補導人員の減少傾向が継続しているものの、再非行を防止するため、小中学生を中心とした少年の規範意識の醸成や立ち直り支援等、学校、少年警察ボランティア等と連携した総合的な少年の非行防止対策を推進する必要がある。

また、インターネット利用に起因する児童ポルノ等の福祉犯被害も後を絶たないことから、取締りの強化、広報啓発による未然防止、有害環境の浄化等、総合的な少年の保護対策を推進する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 人身安全関連事案における被害者の安全確保を推進する。
- 通学路等における子供の安全を確保する。
- 関係機関・団体と連携した少年の非行防止対策を推進する。
- 福祉犯を取り締まるとともに、有害環境の浄化による少年の保護対策を推進する。

2 成果

(1) ストーカー事案の認知・検挙状況

令和元年中のストーカー事案の認知件数は176件と、前年より8件(4.8%)増加した。検挙件数は18件と、前年より11件(37.9%)減少した。また、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく文書警告・禁止命令を17人に対して実施した。

【ストーカー事案の認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増減	
											件数	率(%)
認知件数	145	120	212	223	276	261	186	188	168	176	8	4.8
検挙件数	11	10	21	24	31	24	26	23	29	18	-11	-37.9

(2) 配偶者からの暴力事案の認知・検挙状況

令和元年中の配偶者からの暴力事案の認知件数は356件と、前年より40件(10.1%)減少した。検挙件数は81件と、前年より16件(24.6%)増加した。

【配偶者からの暴力事案の認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増減	
											件数	率(%)
認知件数	281	246	346	365	393	407	404	376	396	356	-40	-10.1
検挙件数	28	23	42	45	47	76	91	59	65	81	16	24.6

(3) 児童虐待事案の認知状況

令和元年中の児童虐待^(註)事案の認知件数は384件と、前年より79件(25.9%)増加した。児童相談所に通告した児童数は596人と、前年より126人(26.8%)増加した。

(注) 児童虐待とは、保護者が監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト又は心理的虐待を加えるものをいう。

【児童虐待事案の認知状況の推移】

年別 区分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増減	
											件・人	率(%)
認知件数(件)	49	75	93	127	159	179	194	245	305	384	79	25.9
通告児童数(人)	78	94	163	206	248	306	331	385	470	596	126	26.8

(4) 高齢者虐待事案の認知・検挙状況

令和元年中の高齢者虐待^(註)事案の認知件数は97件と、前年より15件(13.4%)減少した。検挙件数は8件と、前年より3件(60.0%)増加した。

(注) 高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対する暴力、心理的外傷を与える言動等をいう。

【高齢者虐待事案の認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増減	
											件数	率(%)
認知件数	62	49	49	65	51	83	88	100	112	97	-15	-13.4
検挙件数	7	7	2	4	1	4	2	2	5	8	3	60.0

(5) 子供・女性安全対策の推進状況

令和元年中の子供^(註1)への声掛け事案等^(註2)の行為者に対する指導・警告件数は39件と、前年より4件(9.3%)減少した。女性^(註3)への声掛け事案等の行為者に対する指導・警告件数は42件と、前年より9件(17.6%)減少した。

(注1) 子供とは、中学生以下の男女をいう。

(注2) 声掛け事案等とは、声掛け、つきまとい、容姿等の写真撮影、卑わいな言動等の迷惑行為等をいう。

(注3) 女性には、中学生以下を含まない。

【子供・女性への声掛け事案等の行為者に対する指導・警告件数の推移】

年別 区分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増減	
											件数	率(%)
子供(件)	41	47	64	71	61	72	48	62	43	39	-4	-9.3
女性(件)	23	61	103	90	105	131	107	112	51	42	-9	-17.6

(6) 刑法犯少年の検挙状況

令和元年中の刑法犯少年^(註1)の検挙補導人員は162人と、前年より2人(1.2%)減少した。犯罪少年^(註2)の検挙人員は106人と、前年より20人(15.9%)減少した。

(注1) 刑法犯少年とは、刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年^(註3)をいう。ただし、道路上の交通事故に係る同法第211条の罪を除く。

(注2) 犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。

(注3) 触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

【刑法犯少年の検挙・補導人員の推移】

区分	年別										増減	
	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	人数	率(%)
刑法犯少年	709	680	569	462	377	342	359	227	164	162	-2	-1.2
うち犯罪少年	571	546	451	332	274	242	257	140	126	106	-20	-15.9

(7) 福祉犯の検挙状況

令和元年中の福祉犯^(注)の検挙件数は93件と、前年より20件(27.4%)増加した。検挙人員は76人と、前年より8人(11.8%)増加した。

(注) 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

【福祉犯の検挙状況の推移】

区 分	年 別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増 減	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
検挙総数	件数	69	77	60	90	90	74	93	86	73	93	20	27.4
	人員	67	66	57	76	78	66	77	76	68	76	8	11.8
児童福祉法	件数	11	3	2	10	3	1	2	1	1	4	3	300.0
	人員	11	3	2	7	3	2	2	1	1	3	2	200.0
風営法	件数	9	3	5	2	4	2	1	2	0	5	5	-
	人員	11	4	6	2	5	1	1	2	0	2	2	-
児童買春・児童ポルノ禁止法 ^(注1)	件数	20	26	18	28	34	30	29	31	32	36	4	12.9
	人員	18	10	15	19	26	21	21	25	26	25	-1	-3.8
青少年保護育成条例	件数	26	45	35	48	48	39	57	50	39	45	6	15.4
	人員	25	49	34	46	43	39	50	46	39	44	5	12.8
その他 ^(注2)	件数	3	0	0	2	1	2	4	2	1	3	2	200.0
	人員	2	0	0	2	1	3	3	2	2	2	0	0.0

注1：児童買春・児童ポルノ禁止法とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律をいう。

注2：その他とは、労働基準法、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法、大麻取締法等をいう。

令和元年中の検挙事例

- 中学校教諭による児童福祉法違反（児童に淫行させる行為）及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）事件（5月検挙：白山警察署）
中学校教諭の男（27）は、18歳未満の少女にみだらな行為をさせ、撮影して児童ポルノを製造した。
- ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）に起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童買春）事件（6月検挙：金沢中警察署）
アルバイトの男（36）は、SNSを通じて知り合った18歳未満の少女に現金を渡した上でみだらな行為をした。

3 今後の課題

- (1) 引き続き人身安全関連事案を認知した際には、適切な被害者保護を推進する必要がある。
- (2) 少年の再非行を防止するため、規範意識の醸成等非行防止対策を継続的に推進する必要がある。
- (3) 少年を福祉犯被害から守るため、福祉犯の取締りと有害環境対策を継続的に推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 人身安全関連事案への的確な対処

(1) 推進状況

ア 人身安全関連事案への組織的な対応

人身安全関連事案に対しては、警察本部と警察署が24時間体制で情報を共有し、生活安全部門、刑事部門等が連携して組織的に対応したほか、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の関係機関と連携し、被害者の保護を推進した。

イ 高齢者を始めとする行方不明者発見活動の推進

自治体等との連絡会議を開催し、認知症高齢者を始めとする行方不明者の早期発見・保護のための連携を図った。

(2) 今後の課題

人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるという特性があることから、対処能力を更に向上させるとともに、関係機関との連携を一層強化する必要がある。

2 子供・女性安全対策の推進

(1) 推進状況

ア 積極的な先制・予防的活動の推進

声掛け事案等を認知した際は、発生状況等の情報を収集・分析し、同種犯罪の検挙及び被害防止活動を推進した。また、小学校における不審者侵入訓練、女性が多い大学や企業における防犯講習の開催等により子供・女性の防犯意識の向上を図った。

イ 通学路等の安全対策の推進

教育委員会、学校、自治体等の関係機関が通学路等における防犯対策について意見交換を行う「地域連携の場」に参画し、積極的な助言を行ったほか、警察署と小・中学校の間で連絡担当者を決め、不審者情報等を迅速・確実に直接共有する体制を構築した。また、ツイッターを利用した防犯情報の発信を開始するなど、各種広報媒体を利用し、子供の見守り活動に直接役立つ情報を積極的に発信した。

(2) 今後の課題

引き続き積極的かつ効果的な先制・予防的活動を推進するとともに、子供・女性に対する犯罪発生状況や防犯対策を講ずる上で参考となる具体的情報を提供するほか、関係機関・団体等と連携した取組を一層推進する必要がある。

3 少年の非行防止・保護対策の推進

(1) 推進状況

ア 「非行少年を生まない社会づくり」の推進

関係機関・団体と連携した非行少年の立ち直り支援を実施したほか、学校等において非行防止教室を実施し、少年の規範意識の醸成を図った。

イ 適正な少年事件捜査の推進

少年の特性を考慮し、迅速・適正な少年事件の捜査・調査を推進した。

ウ 福祉犯の取締りと有害環境浄化対策の推進

SNS等に起因する福祉犯被害防止のため、福祉犯の取締りを推進したほか、学校等の関係機関と連携した広報啓発活動を推進した。

(2) 今後の課題

関係機関・団体と連携した非行防止教室、立ち直り支援活動等、少年の非行防止対策を継続的に推進する。また、SNS等に起因する福祉犯被害を防止するため、有害環境対策、広報啓発活動等を継続的に推進し、福祉犯の取締りを強化する必要がある。

重点目標 4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙（刑事部）

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

県内の刑法犯認知件数は減少傾向が継続し、刑法犯の検挙率は上昇傾向にあるものの、依然として殺人、強盗等の重要犯罪や住宅対象侵入窃盗等の重要窃盗犯が相次いで発生しているほか、特殊詐欺については認知件数、被害額共に高水準で推移している。

暴力団情勢は、指定暴力団六代目山口組が3つに分裂した後、全国では対立抗争が継続しており、今後の県内への波及を含め、予断を許さない状況にある。

また、暴力団は、組織実態を隠蔽しての企業活動等への不当介入や組織的に特殊詐欺を行うなど、社会経済情勢の変化に応じた資金獲得犯罪を敢行している。

これら県民の生活を脅かす犯罪については、早期に犯人を検挙して被害の拡大を防止するとともに、被害の早期回復を図るなど、県民の不安を解消することが強く求められている。

県民の期待に応えるため、適正捜査の推進や刑事訴訟法等の改正による新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の構築はもとより、捜査手法や取調べの高度化、初動捜査における的確な客観証拠の収集、科学技術の活用、捜査支援分析体制の充実と活用等により、検挙力及び事態対処能力を強化しつつ、県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙し、県民の安全安心を確保する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 重要犯罪、特殊詐欺、暴力団犯罪等の県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙する。

2 成果

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

令和元年中の重要犯罪^(注)の検挙率は82.1%と、前年より8.9ポイント減少し、全国平均（85.9%）を下回った。

（注）重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

【重要犯罪検挙状況の推移】

区分		年別									
		平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和
殺 人	検挙率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	80.0	110.0	100.0	100.0
	検挙件数(件)	5	6	3	11	6	10	4	11	8	2
	検挙人員(人)	5	6	3	10	5	13	2	7	9	5
強 盗	検挙率(%)	60.0	72.7	114.3	90.0	66.7	100.0	88.9	40.0	125.0	100.0
	検挙件数(件)	3	8	8	9	6	8	8	2	10	3
	検挙人員(人)	3	7	13	9	6	7	6	7	8	3
放 火	検挙率(%)	66.7	33.3	71.4	100.0	100.0	100.0	100.0	75.0	133.3	100.0
	検挙件数(件)	6	1	10	11	3	11	3	3	4	5
	検挙人員(人)	6	1	6	10	5	8	2	4	3	3
強 制 性 交 等	検挙率(%)	133.3	87.5	100.0	133.3	90.9	116.7	80.0	60.0	122.5	75.0
	検挙件数(件)	4	7	10	4	10	7	4	3	9	6
	検挙人員(人)	2	4	12	5	7	5	6	2	9	6
略 取 誘 拐 人 身 売 買	検挙率(%)	33.3	300.0	-	100.0	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0
	検挙件数(件)	1	2	-	1	-	-	4	3	4	3
	検挙人員(人)	-	5	-	1	-	-	2	2	4	3
強 制 性 交 等 わ い せ つ	検挙率(%)	91.3	68.9	72.9	70.9	90.5	69.1	105.9	58.7	72.2	77.1
	検挙件数(件)	21	31	35	39	57	38	36	27	26	27
	検挙人員(人)	14	12	17	16	12	11	24	16	17	19
合 計	検挙率(%)	83.3	74.3	80.5	82.4	89.1	82.2	98.3	67.1	91.0	82.1
	検挙件数(件)	40	55	66	75	82	74	59	49	61	46
	検挙人員(人)	30	35	51	51	35	44	42	38	50	39
全 国	検挙率(%)	62.8	64.0	65.8	63.3	68.2	72.3	76.6	80.3	84.5	85.9

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗犯の徹底検挙

令和元年中の重要窃盗犯^(注)の検挙率は68.8%と、前年より4.6ポイント上昇し、全国平均(61.3%)を上回った。

(注)重要窃盗犯とは、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

【重要窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元
侵入盗	検挙率(%)	38.8	48.6	65.6	49.1	59.8	61.1	71.6	68.8	64.9	70.3
	検挙件数(件)	383	446	535	430	568	570	491	416	323	430
	検挙人員(人)	77	89	100	93	122	110	112	94	76	94
自動車盗	検挙率(%)	13.5	36.6	26.1	30.0	25.0	30.0	39.1	44.0	70.8	43.8
	検挙件数(件)	12	26	12	12	16	18	18	11	17	7
	検挙人員(人)	9	21	11	6	5	7	12	8	6	7
ひったくり	検挙率(%)	-	2000.0%	30.8	69.2	28.6	66.7	71.4	110.0	60.0	75.0
	検挙件数(件)	-	1	4	9	2	4	5	11	3	3
	検挙人員(人)	-	-	1	3	2	4	4	3	3	2
すり	検挙率(%)	57.1	60.0	47.4	53.8	50.0	48.0	56.3	67.9	46.2	51.6
	検挙件数(件)	12	30	9	7	15	12	18	19	12	16
	検挙人員(人)	6	4	9	5	5	11	15	12	7	9
合計	検挙率(%)	37.0	48.2	62.7	48.7	57.2	59.0	69.0	68.4	64.2	68.8
	検挙件数(件)	407	503	560	458	601	604	532	457	355	456
	検挙人員(人)	92	114	121	107	134	132	143	117	92	112
全国	検挙率(%)	47.7	48.0	49.8	47.4	51.5	52.6	54.6	55.3	60.0	61.3

(2) 特殊詐欺の徹底検挙

令和元年中の特殊詐欺の検挙件数は31件、検挙人員は17人と、それぞれ前年より14件(-31.1%)、15人(46.9%)減少した。

認知件数が大幅に減少している中、認知直後の迅速な初動捜査や積極的なさまざまな振り作戦の実施により被疑者を検挙している。

【特殊詐欺実行犯・検挙状況の推移】

区分		年別										増減	
		平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	件(人数)	率(%)
特殊詐欺	件数	12	22	24	25	24	40	52	47	45	31	-14	-31.1
	人員	3	8	7	9	4	29	32	28	32	17	-15	-46.9

(3) 暴力団犯罪の徹底検挙

令和元年中の暴力団犯罪の検挙件数は152件と、前年より28件(18.4%)増加した。検挙人員も114人と、前年より5人(4.6%)増加した。暴力団構成員等が減少傾向にある中で、検挙人員は依然として100人を超える高い水準で推移している。

【暴力団構成員等の罪種別検挙状況の推移】

罪種別		年別										増減 件(人)数
		平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	
総数	検挙件数	272	292	204	135	144	120	171	172	124	152	+28
	検挙人員	119	121	83	91	105	106	126	133	109	114	+5
暴行	検挙件数	9	9	6	5	14	4	10	12	9	6	-3
	検挙人員	8	7	4	4	13	4	8	9	8	4	-4
傷害	検挙件数	21	16	13	4	6	6	10	8	2	12	+10
	検挙人員	22	18	13	6	5	6	10	7	3	13	+10
恐喝	検挙件数	6	3	5	3	3	5	3	6	3	2	-1
	検挙人員	7	3	4	3	6	4	7	4	4	1	-3
賭博	検挙件数	0	4	2	2	0	0	0	4	0	0	±0
	検挙人員	0	6	2	9	0	0	0	13	4	0	-4
窃盗	検挙件数	152	177	116	44	14	15	32	37	15	56	+41
	検挙人員	25	23	19	8	7	8	12	14	6	18	+12
その他 刑法犯	検挙件数	31	29	40	27	30	45	24	28	36	22	-14
	検挙人員	22	25	27	31	23	48	33	28	37	34	-3
覚醒剤	検挙件数	29	43	11	35	54	32	69	41	41	32	-9
	検挙人員	18	28	9	21	35	26	39	29	29	25	-4
銃刀法	検挙件数	3	0	0	2	0	2	0	3	1	1	±0
	検挙人員	1	0	0	1	0	1	0	2	1	0	-1
その他 特別法犯	検挙件数	21	11	11	13	23	11	23	33	17	21	+4
	検挙人員	16	11	5	8	16	9	17	27	17	19	+2

3 今後の課題

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 未解決重要事件の検挙の推進

未解決重要事件の被疑者検挙に向け、更なる情報収集及び捜査情報、鑑定資料等の再分析を実施するとともに、日々進歩する科学技術の活用を検討する必要がある。

イ 重要窃盗犯の検挙の推進

盗品捜査等を継続的に推進して被疑者の割り出しに努めるとともに、他の都道府県警察との連携を強化し、重要窃盗犯の検挙を推進する必要がある。

(2) 特殊詐欺の徹底検挙

特殊詐欺の被害認知時には、受け子^(注)等の検挙を徹底するとともに、検挙した被疑者の供述、押収資料の分析、警察全部門における情報収集等を徹底し、警察の総合力を発揮して犯行グループの実態を解明することにより、上位被疑者の検挙及び犯行拠点の摘発を行う必要がある。

(注) 受け子とは、被害者の自宅等に現金等を受け取りに行く役割の被疑者をいう。

(3) 暴力団犯罪の徹底検挙

暴力団犯罪の徹底検挙、情報収集活動及び警戒活動の徹底、暴力団対策法^(注)の効果的運用等、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を一層強力に推進する必要がある。

(注) 暴力団対策法とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律をいう。

重点推進事項の検証

1 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

令和元年中の罪種別の検挙率^(注1)を見ると、殺人は100.0%、強盗は100.0%、

放火は100.0%、強制性交等は75.0%、略取誘拐・人身売買は100.0%、強制わいせつは77.1%であった。

令和元年中の検挙事例

- 金沢港埠頭における夫婦間の殺人事件（1月検挙：金沢西警察署）
無職の男（80）は、金沢市内の埠頭において、妻（79）に火をつけて殺害した。
- 白山市内における死体遺棄事件（3月検挙：白山警察署）
会社員の女（38）は、白山市内において、出産した嬰兒の遺体を遺棄した。
- 女子中学生に対する未成年者誘拐未遂事件（3月検挙：金沢中警察署）
会社員の男（37）は、SNSを通じて知り合った女子中学生に対し、甘言を用いて誘い出し、誘拐しようとした。
- 金沢市内における死体遺棄事件（5月検挙：金沢東警察署）
無職の男（78）は、金沢市内の自宅において、実母の遺体を遺棄した。
- 七尾市内における夫婦間の殺人事件（5月検挙：七尾警察署）
無職の男（75）は、七尾市内において、妻（74）を刃物で切りつけて殺害した。
- 加賀市内における強盗致傷事件（7月検挙：大聖寺警察署）
会社員の男（71）は、加賀市内において、被害女性（47）宅に侵入した際、同女性に発見され、顔面を殴るなどして怪我を負わせ、同女性所有の現金等を強取した。
- 小学生女兒に対するわいせつ目的誘拐事件（8月検挙：金沢西警察署）
滋賀県在住の会社員の男（36）は、SNSで知り合った小学生女兒に対し、甘言を用いて誘い出し、石川県内で連れ回した挙げ句、わいせつ行為を行った。
- 無職少女に対する未成年者誘拐事件（9月検挙：金沢西警察署）
三重県在住の会社員の男（33）は、オンラインゲームで知り合った無職少女に対し、甘言を用いて誘い出し、三重県まで誘拐した。
- 野々市市内における強制性交等致傷事件（9月検挙：白山警察署）
会社員の男（48）は、野々市市内において歩行中の女性（20代）を背後から押さえ込んで無人の敷地内に連れ込み、体を触るなどのわいせつ行為に及び、怪我を負わせた。
- 自宅アパートにおける現住建造物等放火事件（11月検挙：小松警察署）
無職の男（27）は、自宅アパートの一室に灯油を撒き、ライターで火をつけるなどし、同居室を焼損させた。

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙

令和元年中の住宅を対象とした重要窃盗犯の検挙率を手口別に見ると、空き巣^(注2)は52.1%、忍込み^(注3)は69.0%、居空き^(注4)は43.5%であった。

(注1) 検挙率は、認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいい、100%を超えることもある。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

(注2) 空き巣とは、家人等が不在の住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。

(注3) 忍込みとは、夜間家人等の就寝時に住宅屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。

(注4) 居空きとは、家人等が在宅し、昼寝、食事等をしている際に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。

【住宅対象重要窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和
空 き 巢	検挙率(%)	45.3	39.8	54.2	59.7	71.1	78.6	64.0	44.3	58.8	52.1
	検挙件数(件)	189	135	156	187	236	232	130	85	90	76
	検挙人員(人)	23	31	21	28	33	24	28	19	21	26
忍 込 み	検挙率(%)	24.4	30.4	70.6	12.8	26.8	35.4	98.9	107.1	20.0	69.0
	検挙件数(件)	30	45	60	20	34	62	182	165	17	118
	検挙人員(人)	5	2	5	6	6	4	6	7	8	6
居 空 き	検挙率(%)	66.7	26.3	34.8	21.1	52.9	57.1	100.0	58.8	35.7	43.5
	検挙件数(件)	16	5	8	4	9	8	12	10	5	10
	検挙人員(人)	9	1	4	2	2	2	4	5	2	2

令和元年中の検挙事例

- 金沢市北部方面における連続窃盗（忍込み）事件（5月検挙：金沢東警察署）
無職の男（35）は、金沢市北部方面の一般住宅に深夜忍込み現金等を窃取する事件を繰り返した。
- 覚せい剤前歴者らによる窃盗（事務所荒し等）事件（5月検挙：石川（白山・金沢西警察署）、富山合同）
無職の男（31）ら5人は、白山市や富山県高岡市内などの会社事務所に侵入して現金等を窃取する事件を繰り返した。
- 窃盗常習者らによる一般住宅を対象とした広域連続窃盗（忍込み）事件（6月検挙：石川（白山警察署）、青森、静岡、山形、福島合・共同捜査）
無職の男（35）ら4人は、3管区17県下において一般住宅を対象に深夜忍込み現金を窃取する事件を繰り返した。
- 金沢市南部方面における連続窃盗（忍込み）事件（10月検挙：金沢中警察署）
無職の男（78）は、金沢市南部方面の一般住宅に深夜忍込み現金等を窃取する事件を繰り返した。
- 電力会社の点検を装う広域連続窃盗（職権盗）事件（10月検挙：石川（金沢東警察署）、富山、新潟、北海道、茨城、徳島合・共同捜査）
無職の男（39）ら4人は、全国各地で、一般住宅に居住する高齢者宅に電力会社の点検員を装って侵入して現金を窃取する事件を繰り返した。

ウ 特殊事件への対応力の強化

身の代金目的誘拐事件、人質立てこもり事件等の発生に備え、被害者の安全確保、被疑者の検挙のための初動捜査訓練等を反復実施し、練度向上に努めた。

(2) 今後の課題

ア 未解決重要事件の検挙の推進

- 金沢市久安地内における独身男性殺人事件
（平成20年6月30日捜査本部設置：捜査第一課、金沢中警察署）

- ローソン加賀桑原町店における強盗殺人事件
(平成22年11月3日捜査本部設置：捜査第一課、大聖寺警察署)

イ 重要窃盗犯の検挙の推進

警察本部と警察署が連携を強化し、発生状況の分析等により、被疑者の早期割り出し等を推進する必要がある。

2 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙

特殊詐欺の実行犯を検挙するとともに、突き上げ捜査等により上位被疑者を検挙するなどした結果、令和元年の認知件数は46件、被害額は約6,000万円と、それぞれ前年より19件、約1億1,400万円減少した。

令和元年中の検挙事例

- 介護施設入所権をめぐるトラブル解決費用名目の架空請求詐欺未遂事件（2月検挙：金沢西警察署）
アルバイトの少年（17）は、介護施設入所権をめぐるトラブル解決費用名目で、高齢男性から現金をだまし取ろうとした。
- 民事訴訟取り下げ費用名目の架空請求詐欺未遂事件（4月検挙：津幡警察署）
無職の少年（16）は、民事訴訟取り下げ費用名目に、高齢女性から現金をだまし取ろうとした。
- 外国人によるキャッシュカードすり替え窃盗事件（5月検挙：能美警察署）
外国人の男（27）は、息子をかたり、キャッシュカードの偽造による不正利用名目で、高齢女性からキャッシュカードを窃取した。
- 警察官をかたるキャッシュカードすり替え窃盗事件（11月検挙：白山警察署）
アルバイトの少年（16）は、警察官をかたり、個人情報漏洩によるキャッシュカード不正利用名目で、高齢女性からキャッシュカードを窃取した。

イ 犯行ツール対策の推進

令和元年中の助長犯罪^(注)の検挙件数は49件、検挙人員は30人と、それぞれ前年より10件、6人増加した。

(注) 助長犯罪とは、預貯金口座や携帯電話の不正な売買等、特殊詐欺を助長する犯罪をいう。

【助長犯罪の種別検挙状況の推移】

種別	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
助長犯罪																				
盗品等譲り受け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
口座詐欺	8	5	7	3	9	6	21	15	24	12	25	13	7	8	9	9	14	8	13	8
犯収法（金融機関本人確認法）	5	5	21	12	18	14	19	16	18	12	11	6	19	14	37	33	24	15	34	21
携帯電話端末詐欺	2	1	1	2	2	1	7	3	10	5	4	1	0	0	2	3	1	1	1	0
携帯電話不正利用防止法	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	15	11	29	17	29	21	47	34	53	30	41	21	27	22	48	45	39	24	49	30

ウ 政治的・構造的不正の追及の強化

地域の政治・行政をめぐる諸分野における利権構造を的確に把握し、構造的な不正事案に対する精力的な捜査を実施した。

統一地方選挙、参議院議員通常選挙においては、警察本部及び警察署に選挙違反取締本部を設置し、組織的な取締りを推進した。

(2) 今後の課題

ア 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙

新たな手口に即応するため、官民一体となった被害の早期把握を継続的に

推進するとともに、各部門の垣根を越えて特殊詐欺犯行グループの情報収集及び実効性のある検挙対策を継続的に推進する必要がある。

イ 犯行ツール対策の推進

犯行グループを弱体化させるため、携帯電話、預貯金口座、私設私書箱等の犯行ツールの供給を遮断するとともに、特殊詐欺に係る被害届及び被害相談の受理時には、犯行使用電話の利用停止要請、契約者確認及び各種解約依頼、警告電話の積極的な実施等を迅速かつ確実にを行い、無力化措置を徹底する。

また、犯行グループに対してレンタル携帯電話、電話転送サービス等の提供を行ったり、詐取した電子マネー等の転売、買取等を行っている悪質な業者に対する情報収集及び取締りを強化する。

ウ 政治的・構造的不正の追及の強化

政治情勢、地域・業界に内在する利権構造等の実態を的確に把握した上で、知能犯に対する情報収集力を強化し、検挙力を維持・向上させていく必要がある。地域の利権構造等の実態を的確に把握した上で、知能犯に対する情報収集力を強化し、検挙力を維持・向上させていく必要がある。

3 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進

各種法令の適用により、六代目山口組及び神戸山口組傘下組織の各幹部等を検挙した。

また、企業・団体に対してロールプレイング形式を活用した暴力団排除講習を実施するなど、地域・職域からの暴力団排除活動を推進した。

令和元年中の検挙事例

- 暴力団幹部らによる風営適正化法違反（無届け）事件（4月検挙：金沢東警察署、組織犯罪対策課）
三代目弘道会傘下組織幹部（48）らは、金沢市内において、無届けでキャバクラ店を営んだ。
- 暴力団幹部らによる有印私文書偽造・詐欺事件（5月検挙：金沢西・金沢東警察署、組織犯罪対策課）
六代目山口組傘下組織幹部（49）らは、源泉徴収票等を偽造し、住宅ローン名目で金融機関から現金をだまし取った。
- 暴力団幹部による詐欺（ホテル利用権）事件（10月検挙：金沢中警察署、組織犯罪対策課）
神戸山口組傘下組織幹部（63）らは、金沢市内に所在するホテルの利用に際し暴力団員であることを秘し、暴力団排除条項が規定されている利用契約を締結して利用権を不正に取得した。

イ 薬物犯罪の徹底検挙

令和元年中の全薬物事犯の検挙人員は83人と、前年より8人（10.7%）増加した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は47人、大麻事犯の検挙人員は30人であった。

また、各種広報媒体やイベント等を通じて、薬物乱用防止に向けた啓発活動を推進した。

【薬物事犯の検挙状況の推移】

年別		平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	増減 件(人)数
総数	検挙件数	77	83	76	107	111	119	153	104	104	104	±0
	検挙人員	53	56	61	71	81	81	91	70	75	83	+8
覚醒剤	検挙件数	60	75	51	92	95	88	114	83	68	61	-7
	検挙人員	44	53	43	63	68	65	72	59	49	47	-2
大麻	検挙件数	12	6	18	12	7	11	26	12	31	38	+7
	検挙人員	7	2	16	7	6	6	16	8	23	30	+7
麻薬等	検挙件数	5	2	7	3	4	10	9	6	5	4	-1
	検挙人員	2	1	2	1	3	6	3	3	3	6	+3
指定薬物	検挙件数					5	10	4	3	0	1	+1
	検挙人員					4	4	0	0	0	0	±0

令和元年中の検挙事例

- 外国人エンジニアによる大麻密輸事件（1月検挙：金沢中警察署）
エンジニアとして稼働する外国人の男（46）が、国際郵便を利用して大麻を密輸入した。
- 少年らによる大麻密売事件（7月検挙：大聖寺警察署）
少年3人を含む5人の男らは、使用目的で仲間内において、大麻を売買した。
- 暴力団員らによる組織的な覚醒剤密売事件（12月検挙：金沢中・金沢西・小松・七尾警察署、組織犯罪対策課）
暴力団員（44）が配下密売人の男（37）とともに、県内において、多数の顧客に対して覚醒剤を密売した。

ウ 銃器犯罪の徹底検挙

令和元年中は、改造拳銃等13丁を押収した。

【拳銃押収丁数の推移】

年別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	増減
拳銃押収（丁）	4	5	5	0	1	5	3	9	9	13	+4

エ 国際犯罪の徹底検挙

令和元年中の来日外国人^(注)犯罪の検挙人員は43人と、前年より3人（7.5%）増加した。

（注）来日外国人とは、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住権を有する者等）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。

【来日外国人検挙状況の推移】

罪種別		年別										増減 件(人)数
		平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	
総数	検挙件数	41	48	68	62	76	135	68	48	62	76	+14
	検挙人員	40	46	20	27	39	39	28	21	40	43	+3
刑法犯	検挙件数	19	35	32	42	55	121	56	41	51	62	+11
	検挙人員	25	36	15	15	26	21	20	14	30	33	+3
特別法犯	検挙件数	22	13	36	20	21	14	12	7	11	14	+3
	検挙人員	15	10	5	12	13	18	8	7	10	10	±0

令和元年中の検挙事例

- 外国人ブローカーらによる不法就労助長事件（8月検挙：七尾警察署、組織犯罪対策課）

外国人の男（55）らは、不法滞在のインドネシア人を、県内等で現場作業員として不法に働かせていた。

(2) 今後の課題

ア 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進

不透明化する暴力団組織及び関係企業等の実態解明、多様化する資金獲得犯罪の取締り、犯罪収益の剥奪による資金源対策等を継続的に推進するとともに、関係法令を効果的に運用するなど、社会全体による暴力団排除活動を継続的に推進する必要がある。

イ 薬物犯罪の徹底検挙

覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物の乱用を防止するため、引き続き関係機関と連携し、徹底した取締り及び積極的な広報啓発活動を推進するとともに、若年層への広がりが見られる大麻犯罪の動向を注視する必要がある。

ウ 国際犯罪の徹底検挙

増加が予想される来日外国人犯罪に的確に対応するため、情報の収集・分析等による実態解明を図るとともに、関係機関と連携し、悪質・重大な犯罪の徹底検挙、犯罪インフラ事犯の取締り等を継続的に推進する必要がある。

4 検挙力の強化

(1) 推進状況

ア 初動捜査における迅速的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

(ア) 現場鑑識活動による客観的証拠資料の採取状況

令和元年中の現場指掌紋採取件数は2,592件と、前年より14件（0.7%）減少した。

現場指掌紋による確認件数^(注)は285件と、前年より34件（13.5%）増加した。

(注) 確認件数とは、犯罪現場等から採取した指掌紋が被疑者に符合した事件数をいう。

【現場指掌紋採取の推移】

年別 区分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	増減	
											件数	率(%)
採取件数	2,560	2,943	3,181	2,958	2,839	3,042	2,816	2,660	2,609	2,592	-17	-0.7
確認件数	172	265	286	320	333	355	321	280	251	285	34	13.5

(イ) 鑑識活動事例

犯罪現場等から採取したDNA型鑑定資料により、死体遺棄事件及び窃盗（忍込み）事件の被疑者が割り出され、検挙につながった。

(ウ) 取組事例

警察学校入校者、初任科生等に対して実戦的鑑識教養を実施したほか、捜査員及び地域課員を対象とした巡回教養等を実施して鑑識技能の底上げを図るとともに、証拠資料の適正な保管・管理に努めた。また、鑑識技術等の向上を目指して、鑑識専務員^(注)を対象とした鑑識業務研究表会や捜査員、地域課員を対象とした現場鑑識競技会を実施したほか、捜査用似顔絵講習会を開催するなど、捜査員等の技術向上を図った。



【現場鑑識競技会の実施状況】

(注) 鑑識専務員とは、鑑識技能や知識が優れている鑑識業務の専従員であり、警察本部鑑識課、警察署の刑事課又は生活安全刑事課に配属されている。

イ 科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の高度化・複雑化等に対応するため、DNA型鑑定等の科学技術を活用するとともに、科学捜査研究所による捜査支援を推進するなど、科学的捜査支援体制の強化を図った。

ウ 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進

令和元年6月に全面施行された取調べの録音・録画制度に的確に対応するため、全捜査員を対象に教養訓練を行い、取調べの高度化を図った。また、新たな通信傍受方式では、通信傍受指導官等による指導教養を行い、技能向上を図った。

エ 効果的な捜査支援の推進

犯罪関連情報等の活用による被疑者の割り出し、犯罪者プロファイリングによる事件情報分析、犯人像推定等を行うなどの捜査支援分析業務を推進した。

オ 適正な検視業務の徹底

令和元年中の検視官の臨場率は96.5%と、前年より1.2ポイント上昇し、犯罪死の見逃し防止に努めた。

また、死因究明のため、各警察署の検視担当者等に対する巡回教養、画像（CT）検査・薬物検査キット等の積極的な活用を推進した。

【死体取扱数及び検視官臨場率の推移】

区分 \ 年別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	前年比
県下の死体取扱数	1,362	1,351	1,360	1,304	1,253	1,280	1,235	1,306	1,331	1,293	-38
検視官死体取扱数	759	1,072	1,128	1,116	1,123	1,222	1,202	1,273	1,268	1,248	-20
臨場率(%)	55.7	79.3	82.9	85.6	89.6	95.5	97.3	97.5	95.3	96.5	1.2

(2) 今後の課題

ア 初動捜査における的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

(ア) 客観証拠を重視した捜査の確立

十分な現場臨場体制、鑑定体制の確立及び採取技術の向上に資するため、鑑識業務で使用する装備資器材等の取扱要領の周知を図るとともに、鑑識専務員、鑑識代行員^(注)等の鑑識技能・知識の向上を目指し、実戦的な教養を含む各種教養を積極的に推進する必要がある。

また、現場指掌紋の確認件数及び確認率の向上並びにDNA型鑑定資料の採取及びDNA型登録を積極的に推進する必要がある。

(注) 鑑識代行員とは、鑑識専務員の不在等の際に鑑識業務を代行して行い、または鑑識専務員とともに現場において現場鑑識活動に当たる警察官のことをいい、警察署で勤務する刑事や生活安全部門の捜査員のほか制服の地域警察官も含まれている。

(イ) 採取資料の適正な保管・管理の徹底

犯罪現場から採取した資料の紛失・滅失・混同を防止するため、引き続き適正な保管・管理を徹底する必要がある。

イ 科学技術の活用

近年の複雑かつ多様化する犯罪に対応するため、捜査支援体制の更なる整備・強化の推進に努めるとともに、採取・収集された捜査資料を速やかに科学捜査研究所へ鑑定囑託するなど、引き続き科学技術の有効活用を図る必要がある。

ウ 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進

令和元年6月に全面施行された新たな刑事司法制度等に的確に対応するため、引き続き取調べの高度化を図るほか、通信傍受の有効かつ適正な実施を推進する必要がある。

エ 各種捜査情報の分析支援の効果的推進

犯罪者プロファイリング及び情報分析支援システムの活用を一層推進するとともに、高度化する捜査支援分析業務に対応した人的基盤の強化を図る必要がある。

オ 適正な検視業務の推進

検視官が適切に検視現場へ臨場するとともに、警察署検視担当者の実務能力の向上に向けた取組を継続する必要がある。

重点目標 5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備 (交通部)

[重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

県内の交通事故は、平成18年以降、発生件数及び負傷者数ともに減少傾向にあり、平成30年中の死者数については、前年を6人下回る28人となり、2年連続で統計資料が残る昭和31年以降最少となるなど、交通事故情勢は一定の改善が認められる。

しかしながら、近年、高齢者人口の増加を背景として、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合は高水準で推移しているほか、道路横断中の歩行者が被害に遭う重大事故が相次いで発生しているなど、交通死亡事故等の更なる減少を実現するための課題は山積している。

このような情勢に対応するためには、高齢社会の進展を見据えつつ、対象者の特性等に応じた交通安全教育、交通事故分析に基づく効果的な指導取締り、地域の実態に即したきめ細かな交通事故抑止対策を一層深化させるとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等との連携・協働の下、第10次石川県交通安全計画の基本理念に掲げる人優先の交通安全思想の普及と浸透に向けて、地域社会が一体となった交通安全対策を強化していく必要がある。

また、交通事故の発生状況や道路整備、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握して交通規制の点検を常に行い、地域住民や道路利用者等の理解を得ながら見直しを図るなど、適時・適切な交通規制を実施することに加え、道路管理者、関係機関・団体等と密接に連携し、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、生活道路における速度抑制対策等を計画的に推進することにより、安全で円滑な交通環境を整備する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 自治体、関係機関・団体等と連携して地域の実態に即したきめ細かな交通事故抑止対策を推進するとともに、交通事情の変化を的確に把握して安全で円滑な交通環境を整備する。

2 成果

交通事故の発生件数及び負傷者数は、平成18年以降14年連続で減少した。交通事故死者数は、前年より3人増加したものの、統計データのある昭和31年以降、過去2番目に少ない死者数となった。

【交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別	昭47	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	増 減	
													件(人数)	率(%)
発生件数(件)		8,532	6,037	5,544	5,156	4,639	4,074	3,791	3,541	3,198	2,642	2,408	-234	-8.9
死者数(人)		183	64	44	44	61	55	46	48	34	28	31	+3	+10.7
負傷者数(人)		11,725	7,223	6,677	6,142	5,538	4,846	4,492	4,150	3,731	3,085	2,823	-262	-8.5

3 今後の課題

令和元年中の交通事故は、発生件数及び負傷者数は前年より減少し、第10次石川県交通安全計画^(註)に掲げる数値目標を2年連続で達成した。

しかしながら、交通事故死者数は、前年より増加し、死者数全体に占める高齢者の割合は依然として高水準で推移するなど、交通死亡事故等の更なる減少を実現していくためには、これまで以上に地域社会が一体となった交通安全対策を強化していく必要がある。

(注) 第10次石川県交通安全計画とは、県が交通安全対策基本法に基づき、平成28年から平成32年までの5年間に講ずべき交通安全に対する施策の大綱を定めたものであり、「平成32年までに年間の交通事故死者数40人以下、死傷者数を3,400人以下」の目標を掲げている。

重点推進事項の検証

1 交通事故情勢を踏まえた効果的な交通事故防止

(1) 推進状況

ア 高齢者の交通事故防止対策の推進

(ア) 歩行中・自転車乗用中の高齢者対策の推進

各種シミュレーター等の教育資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。

また、関係機関・団体等と連携し、家庭訪問、街頭キャンペーン等による反射材の直接貼付及び交通事故に遭うおそれのある高齢者の保護誘導、交通安全アドバイスカードを活用した街頭での安全指導を推進した。

(イ) 高齢運転者対策の推進

ドライブレコーダー等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育や頻回事故歴者^(註1)に対する安全指導を推進したほか、自動車販売店等と連携して安全運転サポート車^(註2)の普及啓発を推進した。

また、運転適性相談の充実や運転免許証を自主返納した高齢者への支援施策の拡充に向けて自治体、関係機関・団体等に働き掛けを行った。

(注1) 頻回事故歴者とは、一定期間に複数回の交通事故の当事者となった者をいう。

(注2) 安全運転サポート車とは、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時急発進抑制装置等の先進安全技術が搭載された自動車をいう。

【高齢者の交通事故死者数等の推移】

区分	年別										増減	
	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	人数	率(%)
交通事故死者数(人)	64	44	44	61	55	46	48	34	28	31	+3	+10.7
高齢者の交通事故死者数(人)	40	25	32	34	35	33	28	22	20	22	+2	+10.0
交通事故死者数全体に占める高齢者の割合〔県内〕(%)	62.5	56.8	72.7	55.7	63.6	71.7	58.3	64.7	71.4	71.0	—	—
交通事故死者数全体に占める高齢者の割合〔全国〕(%)	50.3	49.2	51.4	52.6	53.3	54.6	54.8	54.7	55.7	55.4	—	—

【運転免許証自主返納者の推移】

区分	年別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増減	
												件数	率(%)
自主返納者		503	561	755	897	1,493	2,268	2,554	3,315	3,582	4,892	+1,310	+36.6
	うち65歳以上	486	535	708	868	1,437	2,162	2,448	3,218	3,499	4,754	+1,255	+35.9
	うち75歳以上	291	329	454	663	861	1,257	1,506	2,385	2,815	3,393	+578	+20.5

イ 歩行者の交通事故防止対策の推進

人優先の交通安全思想を基本とした広報啓発、街頭活動、交通環境の整備等、歩行者保護に向けた総合対策、歩行者優先！チェック・ストップ・横断歩道^(注)の取組を推進した。

また、ライトで照らせ「かがやき」運動を展開し、歩行者には、反射材用品の着用促進、運転者には、薄暮時の早めのライト点灯及びハイビーム（上向きライト）の上手な活用を呼び掛けるなど、薄暮時間帯及び夜間の交通事故防止対策を推進した。

(注) 歩行者優先！チェック・ストップ・横断歩道とは、横断歩道における歩行者優先の広報啓発、指導取締り等の街頭活動、道路管理者と連携した環境整備を実施するなど、歩行者保護に向けた総合的な対策を推進する取組をいう（平成30年6月から実施）。

ウ 自転車利用者に対する交通ルール浸透のための取組の推進

自治体、学校等と連携し、自転車ルール・マナー検定^(注)、スタントマン等を活用した交通安全教室、子供及び高齢者を対象とした自転車大会等を通じて自転車の交通ルールの周知に努めたほか、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、悪質・危険な違反者に対する街頭指導を推進した。

また、自治体、関係機関・団体等で構成する協議会に参画し、ネットワーク性及び安全性に配慮した自転車通行空間の整備を推進した。

(注) 自転車ルール・マナー検定とは、自転車の基本的な通行ルールとマナーの習得を目的に検定を行うもの

【自転車交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増減	
												件(人)数	率(%)
発生件数(件)		905	737	660	576	562	473	475	396	328	313	-15	-4.6
死者数(人)		10	5	5	8	8	6	9	3	3	5	+2	+66.7
負傷者数(人)		902	736	659	568	558	466	464	388	324	306	-18	-5.6

【自転車運転者に対する指導警告件数の推移】

年別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増減	
											件数	率(%)
指導警告件数(件)	22,739	18,917	20,504	12,047	6,387	5,163	4,364	3,712	4,608	3,062	-1,546	-24.1

エ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

(ア) 交通事故分析に基づく交通指導取締り

交通事故分析結果を踏まえて策定した活動重点路線等において、速度超過、交差点関連違反（信号無視、一時不停止、横断歩行者等妨害等）等の交通事故に直結する違反を重点とした指導取締りを推進したほか、パトカー等による警戒・街頭活動を強化した。

【交通指導取締り件数の推移】

違反種別	年 別										増 減	
	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	件数	率(%)
速度超過	31,138	28,816	26,507	20,280	20,198	19,368	20,033	21,186	21,065	22,497	1,432	6.8
信号無視	4,420	3,741	5,194	3,777	4,844	5,031	5,465	4,960	3,856	4,459	603	15.6
一時不停止	5,866	6,994	7,900	8,854	6,941	9,060	9,425	9,523	10,919	11,428	509	4.7
横断歩行者妨害	237	336	416	276	396	417	253	299	687	1,934	1,247	181.5
その他	60,528	63,057	60,227	61,044	78,413	53,433	52,975	52,549	51,206	39,912	-11,204	-21.5
合 計	102,189	102,944	100,244	94,231	110,792	87,309	88,151	88,517	87,733	80,230	-7503	-8.6

(イ) 悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反の取締りの強化

強化期間を設けて強力に取締りを推進したほか、運転者への酒類提供等、飲酒運転を助長する行為及び交通事故を起こした飲酒運転者による飲酒運転の隠蔽行為(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪^(注)等)に対する捜査を徹底した。

また、飲酒運転の悪質性・危険性を周知する交通安全教育及び広報啓発活動を推進した。

(注) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪とは、アルコール等の影響で、運転上必要な注意を怠り死傷事故を起こした場合に、その影響の有無や程度の発覚を免れるために、追い飲みやアルコール等の濃度を減少させる行為をいう。

【飲酒・無免許運転周辺者及びアルコール等影響発覚免脱罪検挙状況の推移】

違反種別	年 別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増 減	
												件数	率(%)
飲酒	車両等提供罪	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	酒類提供罪	1	0	0	0	1	1	1	2	0	0	±0	-
	同乗罪	0	3	9	2	5	3	4	5	0	3	+3	100.0
無免許	車両等提供罪				0	3	0	2	1	1	0	-1	-100.0
	同乗罪				0	4	0	2	3	1	1	±0	-
免脱罪					0	0	3	2	6	4	1	-3	-75.0

【飲酒運転による交通事故の推移】

※ 第1当事者又は第2当事者が飲酒(酒気帯び以上)の件数

種 別	年 別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増 減	
												件(人)数	率(%)
発生件数(件)		42	30	26	29	34	26	24	24	33	27	-6	-18.2
死者数(人)		3	2	0	0	1	1	2	2	1	1	0	-
負傷者数(人)		56	41	37	37	44	35	29	31	39	34	-5	-12.8

(ウ) いわゆるあおり運転等の取締り強化

ヘリコプターとパトカーの連携による空陸一体の指導取締りを導入し、北陸自動車道等における警戒を強化したほか、車間距離不保持、追越し違反、合図不履行等、いわゆるあおり運転につながる交通違反の指導取締りを強化した。

(エ) 携帯電話使用等違反の取締り等の強化

携帯電話使用等違反の罰則強化等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、関係機関・団体等と連携して、広報啓発活動や適切な指導取締りを推進した。

(2) 今後の課題

交通死亡事故の更なる減少を目指すためには、関係機関・団体等と連携・協働の下、人優先の交通安全思想の普及と浸透に向けた交通安全対策を強化するとともに、交通事故発生状況や傾向、地域の交通実態を十分に分析した取締り計画を策定し、発生予測に基づいた実効性の高い指導取締りを推進する必要がある。

2 信頼される合理的な交通警察業務の推進

(1) 推進状況

ア 適正かつ緻密な交通事故事件捜査及び組織的な被害者支援の推進

客観的証拠に基づく科学的な交通事故事件捜査を推進するとともに、重大事故発生時には、警察本部が指揮を行い、適正かつ緻密な初動捜査を推進した。

また、被害者等の心情及びニーズを的確に踏まえた支援を徹底したほか、重大事故発生時の組織的な被害者支援を実施した。

令和元年中の検挙事例

○ 非接触の死亡ひき逃げ事故（5月検挙：高速隊）

会社員の男（41）は、北陸自動車道において普通乗用車を運転中、後方で走行車線を進行中の被害車両に気付かないまま進路変更し、同車に急ハンドルの措置をとらせた上、ガードレールに衝突させ死亡させたにもかかわらず、現場から逃走した。

○ 飲酒運転による重傷ひき逃げ事故（6月検挙：金沢中警察署）

保険外交員の女（27）は、飲酒した上で普通乗用車を運転し、片側1車線道路を進行する際、前方注視を怠って進行したため、対向直進中の女子高校生運転の自転車と衝突し、同人に重傷を負わせたにもかかわらず現場から逃走した。

○ 横断歩行者に対する重傷ひき逃げ事故（10月検挙：金沢中警察署）

建設作業員の男（52）は、軽四乗用車を運転し、信号交差点を直進する際、赤色信号を見落として進入したため、交差点出口の横断歩道上を左から右に向け歩いて横断中の被害者と衝突し、同人に重傷を負わせたにもかかわらず現場から逃走した。

○ 重傷ひき逃げ事故（12月検挙：金沢西警察署）

無職の女（60）は、軽四乗用車を運転し、信号交差点を直進する際、赤色信号を見落として進入したため、交差点出口の横断歩道上を左から右に向け歩いて横断中の児童と衝突し、同人らに重軽傷を負わせたにもかかわらず現場から逃走した。

【ひき逃げ事件の発生・検挙状況の推移】

罪名	年別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増減	
												件数	率(%)
死亡	発生	1	4	0	1	1	0	0	0	0	1	1	+100.0
	検挙	1	4	0	1	1	0	0	0	0	1	1	+100.0
重傷	発生	6	7	7	7	3	5	3	6	4	7	3	+75.0
	検挙	4	7	6	5	1	5	2	5	4	5	1	+25.0
軽傷	発生	19	15	16	27	19	31	31	22	20	24	4	+20.0
	検挙	17	10	13	22	18	22	18	14	13	17	4	+30.8
合計	発生	26	26	23	35	23	36	34	28	24	32	8	+33.3
	検挙	22	21	19	28	20	27	20	19	17	23	6	+35.3

イ 交通実態の変化等に即した交通規制等の見直し等の推進

道路改良や交通流・量の変化等により交通実態に適合しない交通規制については、規制内容の点検・確認を行い、交通事故の発生状況や地域住民の意見等を踏まえながら、必要な見直しを行った。

ウ 的確な運転者施策の推進

悪質・危険な運転者を道路交通環境から早期に排除するため、迅速な行政処分等の執行と適切な運転者教育を推進したほか、一定の病気^(注1)等の疑いがある者を把握した場合は、迅速かつ的確な臨時適性検査等の実施に努めた。その際、運転免許の効力の暫定的停止制度^(注2)を適切に運用した。

また、外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際の運転免許試験の一部免除制度の適切な運用に努めた。

(注1) 一定の病気等とは、一定の症状を呈する統合失調症、てんかん、認知症などの病気やアルコール・麻薬・覚醒剤などの中毒をいう。

(注2) 暫定的停止制度とは、免許を受けた者が、一定の病気等に該当する疑いがあると認められたときに、3か月を超えない範囲内でその者の免許の効力を停止することができる制度をいう。

【行政処分執行状況の推移】

区分	年別	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増 減	
												件数	率(%)
取消処分 (件)	違反・事故	373	301	249	261	245	296	275	252	232	259	+27	11.6
	一定の病気	9	9	26	29	65	86	108	95	69	77	+8	11.6
	その他	9	4	4	1	8	5	7	5	4	10	+6	150.0
停止処分 (件)	違反・事故	3,987	3,726	3,047	2,607	2,507	2,452	2,261	2,047	1,866	1,609	-257	-13.8
	一定の病気	14	11	16	23	43	80	92	94	85	74	-11	-12.9
	その他	12	21	14	7	6	7	15	7	3	11	+8	266.7

※「その他」は、点数制度によらない処分（道路外致死傷、危険性帯有、重大違反唆し等）

(2) 今後の課題

引き続き客観的証拠に基づく科学的な交通事故事件捜査を推進するとともに、悪質・危険な運転者に対しては迅速な行政処分を推進するほか、交通事故の発生状況や道路整備、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握し、交通規制の点検、見直しを推進する必要がある。

3 大規模行事・災害等における的確な交通対策の実施

(1) 推進状況

ア 大規模災害に備えた交通対策の推進

自治体、関係機関等と連携し、緊急交通路の確保及び緊急通行車両の標章交付並びに可搬型発動発電機^(注1)を用いた信号機滅灯時の応急対応について実践的訓練を実施した。

また、災害発生時における安全で円滑な交通を確保するため、信号機電源付加装置^(注2)及び可搬型発動発電機の整備を推進した。

(注1) 可搬型発動発電機とは、持ち運び可能な非常用発電装置で、災害時や停電時に応急的に電源を供給するものをいう。

(注2) 信号機電源付加装置とは、停電検出時に信号機等へ応急的に電源を供給するものをいう。

イ 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を見据えた交通対策の準備

G20大阪サミット及び関係閣僚会議の開催に伴う交通対策特別派遣部隊員に対し、交通規制等に関する事前教養訓練を実施するとともに、特別派遣を通じて、令和3年に開催が予定されている2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた交通規制能力の向上を図った。

また、G20大阪サミット及び関係閣僚会議の開催に伴うマイカーの利用自粛要請や業務用車両の運行調整等、交通総量抑制対策を実施した。

(2) 今後の課題

令和3年は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されていることから、交通規制等に関する事前教養を実施するとともに、聖火リレー関係者の安全確保に加え、交通の安全と円滑の観点から、実行委員会等の関係機関との連携を密にした取組を推進する必要がある。

4 中長期的視野に立った取組の高度化

(1) 推進状況

ア 交通事故分析の高度化

G I S^(注)等を活用し、地域の実情及び季節・時間帯に応じた交通事故発生状況等を綿密に分析し、交通安全教育、交通事故多発路線での街頭活動、指導取締り等、各種交通事故抑止対策を推進した。

(注) G I S (Geographic Information System) とは、統計情報等様々な情報を地図に表示し、分析解析を円滑に行う仕組みをいう。

イ 交通安全施設等の効果的かつ効率的な整備及びストック管理^(注1)の推進

(ア) 交通安全施設等の効果的かつ効率的な整備

国の社会資本整備重点計画^(注2)に基づき、交通安全施設等整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進し、交通安全施設等の適正な維持管理及び更新整備に努めた。

また、交通状況の変化により必要性が低下した交通規制について、交通事故発生状況、地域住民の意見等を踏まえながら必要な見直しを実施した。

(注1) スtock管理とは、中長期的な視点に立った老朽化施設の更新、施設の長寿命化維持管理コストの削減、更新対象のストックの削減等の取組をいう。

(注2) 社会資本整備重点計画とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港等について国が重点的効果的かつ効率的に推進する事業として法律で定めて推進している計画のことであり、警察の推進する事業としては、交通安全施設等整備事業がある。

【信号灯器LED化の推進状況】

年度別 区分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増減
信号機総基数	2,274	2,290	2,312	2,326	2,338	2,351	2,359	2,365	2,374	2,381	+7
うち LED化整備数	99	93	120	112	55	106	57	60	55	55	±0
LED化整備総数	467	560	680	792	847	953	1,010	1,070	1,125	1,180	+55
LED化率(%)	20.5	24.5	29.4	34.0	36.2	40.5	42.8	45.2	47.4	49.6	-

(イ) 交通情報を的確に提供するための措置の推進

緯度経度情報を含む交通規制情報を整備し、これを入力した交通規制情報管理システムを導入したことにより、交通規制業務の効率化がなされるとともに、交通規制情報の民間提供を可能とする警察庁指定の標準フォーマットへの変換・出力も可能とした。

(ウ) ワンストップサービスに対応した自動車保管場所管理システムの整備
石川県、自動車販売店協会連合会との緊密な情報共有の下、ワンストップサービス^(注)に対応した自動車保管場所管理システムを導入し、保管場所証明申請に係る申請者の負担軽減を図った。

また、職員に対する教養を行い、行政サービスの向上に努めた。

(注) ワンストップサービスとは、自動車を保有する際に必要な保管場所証明の申請、検査・登録、車体課税の納付手続きをインターネットを活用し、一括して手続きができるシステムをいう。

ウ 円滑な高齢者講習等の実施

高齢者講習及び認知機能検査の実施体制の整備を推進し、高齢者講習の直接実施、実施機関との連携を強化するなど、受講待ち日数の短縮等の円滑な制度運用に努めた。

エ 自動運転技術の進展を支援する取組の推進

自動走行システムの公道実験を行う実験主体に対してきめ細かな助言や指導を行うなど、継続的な支援を推進した。

(2) 今後の課題

今後、本格的な人口減少と高齢化社会を迎えることとなった場合においても、必要な交通安全施設等を整備し、良好な交通環境を維持できるよう、引き続き将来を見据えた持続可能な交通安全施設の計画的な整備に努め、交通の安全と円滑を図っていく必要がある。

重点目標 6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進 (警備部)

[重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

世界各地でテロが相次いで発生している中、これまでに、I S I L (いわゆる「イスラム国」) 等は、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししているほか、これらテロ組織への支持を表明する者が日本国内にも存在していることから、I S I L 等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性は否定できない。また、殺人や爆弾テロ未遂等の罪で国際手配されていた者が、過去に不法に我が国への入出国を繰り返していた事実等が判明するなど、これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっているといえる。さらに、普天間飛行場の移設、原子力発電所の再稼働等の政権が進める諸施策や、領土問題等の各種社会問題を捉え、国内外の諸勢力が抗議行動等を活発化させており、それに伴う違法行為も発生しているほか、多数の機関・団体等においてサイバー攻撃による情報窃取等の被害も発生している。

加えて、北朝鮮は、金正恩朝鮮労働党委員長が中国、韓国及び米国の首脳とそれぞれ会談するなど、積極的な対話姿勢を示しているものの、これまでの経緯を踏まえれば、我が国の安全保障上の脅威という観点から、引き続き情勢の推移を注視していく必要がある。

このように、我が国の治安や安全保障に対する脅威がますます多様化する中、皇位の継承に伴う一連の式典やG20大阪サミットの開催、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を見据え、テロ等重大事案を未然に防止するため、引き続き関連情報の収集・分析、重要施設やソフトターゲットの警戒警備、官民連携の更なる強化等の諸対策を推進する必要がある。

県内においても、「第55回献血運動推進全国大会」が開催されることから、これに伴う大規模警備にも万全を期す必要がある。

一方、近年、全国各地で地震や豪雨等による大規模災害が発生していることから、各種計画や関係規程の見直しを行うなど、危機管理体制の点検及び構築を持続的かつ組織横断的に行うとともに、災害等への対処能力の向上を図るため、自治体等関係機関・団体との合同訓練の実施、各種装備資機材の整備の推進等自然災害をはじめとする緊急事態への対応に万全を期す必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- テロをはじめとする様々な脅威に対応するとともに、自然災害等の緊急事態に迅速・的確に対応できるよう、諸対策を推進する。

2 成果

(1) 多様化する脅威への対応

多様化する脅威に的確に対応するため、テロ等につながる情報の収集・分析、

重要施設及びソフトターゲットに対する警戒警備、官民連携等、テロの未然防止に向けた諸対策を推進するとともに、各種部隊の実戦的な訓練等を反復実施し、対処能力の向上を図った。

(2) 「第55回献血運動推進全国大会」警衛警備の完遂

令和元年7月、県内で開催された「第55回献血運動推進全国大会」において、関係機関・団体と緊密に連携して諸対策を推進するとともに、適切な部隊活動により、警衛警備を完遂した。

(3) 緊急事態対策の推進

大規模地震を想定した初動対応訓練の実施、関係機関・団体と連携した合同訓練等を通じ、自然災害等の緊急事態発生時における初動態勢の確立及び対処能力の向上を図った。

3 今後の課題

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた警備諸対策の推進

令和3年に開催予定の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び関連行事の安全かつ円滑な開催に向け、テロ等重大事案を未然に防止するため、引き続き関連情報の収集・分析、重要施設及びソフトターゲットの警戒警備、官民連携等の諸対策を推進する必要がある。

(2) 緊急事態対策の推進

自然災害等の緊急事態に備え、今後もこれまでの災害対応を通じて得られた反省・教訓及び組織横断的な検討を踏まえ、各種計画を不断に見直していくほか、関係機関・団体と緊密に連携し、実戦的な訓練を反復実施して対処能力の向上を図るなど、危機管理体制の充実強化に向けた諸対策を推進する必要がある。

(3) サイバー攻撃対策の推進

サイバー攻撃が世界的規模で発生するなど、サイバー空間の脅威が深刻化していることから、民間事業者等との連携を更に強化し、サイバー攻撃の実態解明及び被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、新たな情勢に対処するための諸対策を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 多様化する脅威への対応

(1) 推進状況

ア 情報収集・分析の強化と違法行為の取締りの推進

治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について、幅広い情報収集・分析を徹底した。また、北朝鮮による拉致容疑事案及び拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査を推進したほか、不法滞在関連事犯の取締り及び不正輸出対策を推進した。

イ 官民一体となったテロ対策の深化

(ア) 官民連携

関係機関・団体・事業者で構成する「いしかわテロ対策ネットワーク」の活動を通じて情報共有、通報連絡体制等の強化を図った。

(イ) 重要施設等対策

金沢駅、小松空港等の重要施設のほか、不特定多数の者が集まる施設、行事等のソフトターゲットにおいて、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するとともに、制服警察官及びパトカーによる「見せる警戒」を実施するなどの対策を推進した。

(ウ) 爆発物原料対策

爆発物の原料となり得る化学物質等を取り扱っている薬局、ホームセンター、学校等を訪問し、管理強化の要請や不審情報の通報依頼等を推進した。

(エ) 宿泊施設等の悪用防止対策

旅館やインターネットカフェ、賃貸マンション等の事業を営む者のほか、住宅宿泊事業者等に対しても、顧客に対する本人確認の徹底、不審情報の通報依頼等を行うなど、テロリスト等による悪用の防止を図った。

(オ) サイバー攻撃対策

深刻化するサイバー空間の脅威に対応するため、民間事業者等に対する個別訪問、「石川県サイバーテロ対策協議会」を通じた情報提供等を実施するなど、サイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止及び事案発生時における対処能力の向上を図った。

ウ 情勢に応じた的確な警戒警備の徹底

厳しいテロ情勢を踏まえ、志賀原子力発電所を始め重要施設等における警戒警備を強化したほか、関係機関と緊密に連携し、テロリストの密入国等を想定した実戦的な訓練を行い、対処能力の向上を図った。

(2) 今後の課題

国内外の情勢を正確に把握するため、引き続き治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について、幅広い情報収集・分析を行うとともに、各種違法行為の取締り、重要施設等の警戒警備、官民連携等、テロ等の未然防止に向けた諸対策を継続的に推進し、多様化する脅威に的確に対応していく必要がある。

2 緊急事態対策の推進

(1) 推進状況

ア 災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進

既存の規程及び各種計画につき、災害等の発生時に真に機能するよう、これまでの災害対応を通じて得られた反省・教訓及び組織横断的な検討を踏まえ、必要な改善に努めるなど、危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進し、その充実強化を図った。

イ 関係機関・団体との連携強化

平素から自治体等の関係機関・団体と情報共有を図るとともに、合同訓練等を通じて連絡体制の確立に努めるなど、連携強化を図った。

ウ 有事即応態勢の確立と対処能力の強化

自然災害等の緊急事態に迅速・的確に対応できるように、警察職員に対する教養を徹底するとともに、初動対応訓練、救出救助訓練等の実戦的な訓練を反復実施した。



【水没車両からの救出救助訓練】

(2) 今後の課題

近年、全国各地において、地震、豪雨等による大規模な自然災害が発生しており、今後もその発生が懸念されることから、自然災害等の緊急事態への対応に万全を期すため、各種計画、施策等を不断に見直していく必要がある。

また、自治体等の関係機関・団体との連携を更に強化するとともに、警察職員に対する教養・訓練を反復実施し、初動態勢の確立及び対処能力の強化を図るなど、真に機能する危機管理体制を構築する必要がある。

重点目標 7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進 (警務部)

[重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

治安上の課題を解決し、安全安心な暮らしを願う県民の期待に応えるためには、業務の合理化・効率化の徹底やワークライフバランスの推進によって職員一人一人がその能力を最大限発揮できる環境を整備し、警察活動全体の成果を最大化するための取組を進める必要がある。

また、組織の人的構成の変化により、現場執行力の低下を招かぬよう、真に警察官にふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保するとともに、組織一丸となって若手警察職員に対する効果的な教養訓練を推進して早期戦力化を図るほか、警察活動の拠点である警察署等の整備をはじめ、装備資機材、情報通信システムの充実を図り、組織の活動基盤を強化する必要がある。

加えて、高度情報化社会の進展や県民のライフスタイルの変化によって、地域社会における人間関係が希薄化するなど、社会情勢の変化に伴って警察事象や警察に対するニーズは一層複雑多様化しており、このような情勢の中で、県民の立場に立った警察活動を推進するためには、職員一人一人が厳正な規律に裏打ちされた高い倫理観を保持し、適正に業務を推進することはもとより、県民から寄せられる警察安全相談や苦情に対して真摯に対応するとともに、被害者の心情に寄り添ったきめ細かな被害者支援活動等を一層推進していく必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 業務の合理化・効率化・高度化の推進及び組織の活動基盤を整備することにより、警察力の更なる充実強化を図る。
- 県民の立場に立った警察活動を一層推進する。

2 成果

(1) 警察力の充実強化

警察官としての能力と適性を有する優秀な人材を確保するため、体験型の就職説明会等各種募集活動を推進するとともに、若手警察官に対しては実践的総合訓練等を通じて早期戦力化を図った。

(2) 県民の立場に立った警察活動の推進

複雑多岐にわたる警察安全相談への的確に対応するため、職員を対象とした研修会を実施したほか、県民相談相互支援ネットワーク連絡会を開催し、関係機関・団体との連携を強化した。

また、きめ細かな被害者支援活動を推進するため、関係機関・団体と協定を締結するなど、協力体制の基盤を整備した。

3 今後の課題

警察力の充実強化及び県民の立場に立った警察活動を推進するため、業務の効率化・高度化を推進、職員の仕事と生活の調和の実現、優秀な人材の確保等の取組を確実に継続しつつ、社会情勢の急速な変化に伴って絶えず生ずる新たな治安課題への的確に対応できるよう、施策を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 警察力の充実強化

(1) 推進状況

ア 積極的かつ合理的な組織運営とワークライフバランスの推進

「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を確立するため、更なる業務の合理化・実質化の推進、戦略的な人員の再配置等により、警察力を最大限に発揮できる環境を整えるとともに、各種治安課題への的確に対処すべく、限られた人員の効果的な運用に努めた。

また、「IP☆サポートプラン2016～石川県警察特定事業主行動計画～」に基づき、超過勤務の縮減や休暇取得の推進、仕事と子育てや介護等の両立支援を図るなど、警察における働き方を変え、ワークライフバランスを推進するとともに、女性警察官の採用、人材登用や女性職員に対するキャリア形成支援を行うなど女性の活躍に向けた取組を推進した。

イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

警察業務を疑似体験できるシミュレーション型の就職説明会や警察学校オープンキャンパス等を開催するなど、採用募集活動を推進した。

また、若手警察官50人を採用アドバイザー^(注)に指定したほか、SNS等を活用した情報発信により、警察の仕事のやりがい・魅力について積極的な広報を実施した。

(注) 採用アドバイザーとは、出身大学、高校等の恩師、就職担当者への働き掛けや後輩への受験勧奨を行うほか、各種就職説明会へ参加するなどの採用募集活動を行う者をいう。

【採用試験受験状況の推移】

年別		平22	平23	特別募集	平24	平25	平26	平27	特別募集	平28	平29	平30	令元
警察官A	受験者	556	476	134	387	337	276	311	51	279	274	221	163
	合格者	73	75	16	65	77	80	76	6	89	58	59	48
	合格倍率	7.6	6.3	8.4	6.0	4.4	3.5	4.1	8.5	3.1	4.7	3.7	3.4
警察官B	受験者	226	198	-	179	212	174	173	75	200	146	141	120
	合格者	23	27	-	27	43	34	46	8	37	36	23	26
	合格倍率	9.8	7.3	-	6.6	4.9	5.1	3.8	7.8	5.4	4.1	6.1	4.6
合計	受験者	782	674	134	566	549	450	484	113	479	420	362	283
	合格者	96	102	16	92	120	114	122	14	126	94	82	74
	合格倍率	8.1	6.6	8.4	6.2	4.6	3.9	4.0	8.1	3.8	4.5	4.4	3.8
採用者数		83	81	16	78	105	101	99	13	113	75	70	61

ウ 適正な人事評価の推進

公正かつ的確な人事管理を行い、適正な人事評価を推進するとともに、組織全体の士気高揚を図った。

エ 若手警察官の早期戦力化と幹部・指導員の指導力・指揮能力の向上

実戦的総合訓練、若手警察官育成プログラム等による若手警察官の職務執行能力の強化に努めたほか、当直指揮訓練等の実戦的な訓練、各種指導員に対する研修会等により幹部・指導員の指導力・指揮能力の向上に努めた。

オ 現場執行力の強化に向けた術科訓練の推進

現場で発生する可能性の高い事案を想定した実戦的な術科訓練について巡回指導等を行い、凶悪犯罪に的確に対処できる現場執行力の強化を図った。

カ 警察施設の計画的整備と装備資機材の充実

警察活動拠点である警察署及び交番について、次のとおり計画的な整備充実を図った。

- 七尾警察署庁舎建設に係る建設用地の購入、基本・実施設計の実施
- 金沢中警察署伏見橋交番建設（令和元年9月完成）
- 大聖寺警察署山中交番建設（令和元年9月完成）
- 金沢東警察署森山交番建設（令和2年2月完成）

また、現場執行力の強化を図るため、耐刃防護衣等の受傷事故防止用資機材、災害対策用資機材及びテロ対策用資機材を整備したほか、警察車両の更新整備を推進した。

キ 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

情報セキュリティポリシーの改正、情報セキュリティ推進員制度の新設等により情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、情報管理システムの開発・改修を行い業務の合理化・効率化及び改元対応を推進した。

ク 適正な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、効果的な巡回指導を通じて留置施設の点検・整備を行い適切な改善措置を講じるとともに、警察庁指定広域技能指導官によるスキルアップ研修会等留置担当官の高い士気と規律を維持するための施策を実施するなどにより、適正な留置管理業務を推進した。

ケ 組織的な健康管理対策の推進

各種健康診断やストレスチェックの結果を分析し、職員個々の実態に応じた、きめ細やかな健康管理対策を推進した。

(2) 今後の課題

ア 積極的かつ合理的な組織運営とワークライフバランスの推進

現在の厳しい治安情勢や社会情勢の変化に的確に対処するため、引き続き業務の合理化・実質化を図り、ワークライフバランスを推進するとともに、現場執行力の強化及び警察力の充実強化を図る必要がある。

イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

引き続き工夫を凝らした採用募集活動を推進し、受験者層の裾野の拡大と競争倍率の向上を図り、警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材を確保する必要がある。

ウ 車両・装備資機材の継続整備

現在の厳しい治安情勢及び社会情勢の変化に的確に対応するため、引き続き各種資機材の整備や機動力となる車両の整備を行い、警察力の充実強化を図る必要がある。

エ 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

新たな情報セキュリティの脅威への即応と情報管理システムの高度化等を図るため、効果的な情報リテラシー向上施策や訓練等を継続的に推進するとともに、引き続き情報管理分野における有為な人材の育成に努める必要がある。

オ 適正な留置管理業務の推進

留置施設に対する効果的な巡回指導の強化、留置担当官に対する各種訓練、効果的な技能指導員の運用等により、適正な留置管理業務を継続的に推進する必要がある。

カ 組織的な健康管理対策の継続による良好な職場環境づくりの推進

引き続き職員個々の実態に応じたきめ細やかな健康管理対策を実施し、職員が健康で仕事に専念できる職場環境づくりを継続的に推進する必要がある。

2 県民の立場に立った警察活動の推進

(1) 推進状況

ア 相談者の立場に立った適切な警察安全相談の推進

警察本部及び警察署の警察安全相談室が中心となって、相談者の立場に立った適切な警察安全相談の推進を図った。

イ 苦情の迅速・適切な調査対応の推進

申し出のあった苦情については、厳正かつ客観的な調査を迅速に実施し、その結果を速やかに申出者に通知するなど、適切な苦情対応に努めた。

また、苦情の原因、問題点等について調査・検証した結果を、必要に応じて組織運営に反映させ、業務改善及び非違事案の防止を図った。

【苦情件数の推移】

区分	年別										増減	
	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	件数	率(%)
苦情件数	25	20	60	74	29	34	38	46	21	30	9	42.9
	(9)	(4)	(13)	(8)	(5)	(8)	(7)	(4)	(5)	(11)		

注：() は内数で、公安委員会宛ての件数

ウ 警察署協議会の効果的な運営

警察署の業務運営に民意を反映させるため、協議会で活発な議論がなされるよう配慮するとともに、委員から寄せられた意見・要望等に対して適切な対応を図るなど、警察署協議会の効果的な運営を推進した。

エ きめ細かな被害者支援活動の推進

関係機関・団体とこれまで以上に緊密な連携を図り、よりの確な被害者支援を推進するため、金沢弁護士会及び(公社)石川被害者サポートセンターと「被害者支援連絡会議の運営に関する協定」を締結した。

【被害者支援実施件数の推移】

区分	年別										増減	
	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	件数(件)	率(%)
被害者支援実施件数(件)	325	249	249	298	287	260	274	215	220	182	-38	-17.3

オ 警察活動に関する積極的な広報の推進

凶悪事件等の被疑者の逮捕、子供や女性を犯罪から守る活動、特殊詐欺や交通事故を未然に防止するためのキャンペーン、訪日外国人に対する取組等の広報素材を提供するなど、積極的な広報を推進した。

カ 適正な取調べ監督の推進

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部改正に伴い、捜査部門と連携し、職員に対する教養の徹底を図るとともに、被疑者の取調べに対する実効的な確認を推進し、不適正な取調べの未然防止を図った。

キ 非違事案の未然(再発)防止対策の推進

年2回の業務監察において、業務上の問題点、改善点等を把握して監察の理念に即した監察を実施したほか、各種会議及び専科教養を通じて非違事案防止教養を実施した。

(2) 今後の課題

ア 警察安全相談の迅速的確な組織的対応

寄せられた警察安全相談に対しては、引き続き相談者の立場に立ち、迅速かつ組織的に的確な対応を推進する。

イ 警察署協議会の効果的な運営

地域住民の視点に立った警察活動を推進するため、警察署協議会委員から積極的に意見・要望等が提言され、活発な議論が行われるよう、引き続き効果的な運営に配慮する必要がある。

ウ きめ細かな被害者支援活動の推進

犯罪被害者等のニーズに対応したきめ細かな被害者支援活動が行えるよう、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする関係機関・団体等との連携・協力を一層推進する必要がある。

エ 警察活動に関する積極的な広報の推進

引き続き犯罪や交通事故の発生状況等の情報発信を迅速かつ的確に行うとともに、県民や観光客等に必要な情報を適時提供できるよう、県警ウェブサイト等の内容等を工夫していく必要がある。

オ 被疑者の取調べに対する厳正な監督の推進

不適正な取調べの未然防止のため、被疑者の取調べに対する厳正な監督及び職員に対する指導教養を継続的に推進する必要がある。

カ 業務改善による非違事案未然防止対策の推進

監察の理念に即した監察及び非違事案の調査を通じて、非違事案の原因・背景となり得る業務の見直し及び改善を進め、職員が働きやすい職場環境の構築をより一層推進する必要がある。